

令和6年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年3月18日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第27号 令和6年度那珂川町一般会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第28号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 発委第 1号 那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
(議会運営委員長提出)
- 日程第 9 承認第 2号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 神場圭司
3番 高野泉

2番 矢後紀夫
4番 福田浩二

5番	大金 清	6番	川俣 義雅
7番	小川 正典	8番	鈴木 繁
9番	益子 明美	10番	大金 市美
11番	川上 要一	12番	小川 洋一
13番	益子 純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫	副町長	小松 重隆
教育長	吉成 伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤 昌代
総務課長	笠井 真一	小川出張所長	村上 明美
企画財政課長	深澤 昌美	税務課長	星 善浩
住民課長	石井 里子	生活環境課長	杉本 篤
健康福祉課長	益子 利枝	子育て支援課長	藤浪 京子
建設課長	横山 和則	産業振興課長	熊田 則昭
上下水道課長	加藤 博行	農業委員会事務局長	田角 章
学校教育課長	加藤 啓子	生涯学習課長	高瀬 敏之

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	星 学	書記	金子 洋子
書記	奈良 大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎議案第27号～議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、議案第27号 令和6年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第28号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第7、議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案を一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 鈴木 繁登壇〕

- 予算審査特別委員長（鈴木 繁） 予算審査特別委員会の審査結果について報告いたします。
予算審査特別委員会に付託されました議案第27号 令和6年度那珂川町一般会計予算の議

決について、議案第28号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7会計予算について、令和6年3月8日から14日までのうち5日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計並びに下水道事業会計については全員賛成により、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局の審査の際に申し上げましたが、審査報告に当たり、特に次の5点について意見等を付したものであります。

1点目、デマンドタクシー事業について。

デマンドタクシー事業において、登録者数の増加と収支率向上を目指し、利用ガイドブックの作成や車両のラッピング等による利用促進を図られたい。

2点目、DXの推進について。

窓口支援システムや子育て支援アプリの導入をはじめとするDXの推進に当たっては、スマートフォン教室開催など町民一人一人に寄り添ったデジタルデバイト対策にも取り組まれたい。

3点目、社会教育施設計画及び体育施設再編計画の策定について。

社会教育施設計画及び体育施設再編計画については、将来を見据えた計画となるように策定に努めるとともに、施設の在り方や統廃合等の運営方針が決定した段階で、議会にもその内容を示されたい。

4点目、ケーブルテレビ施設光化事業について。

ケーブルテレビ施設光化事業については、加入者増加につながるよう、町民への事業の周知について引き続き丁寧な説明に努めるとともに、令和6年度においても多額の予算が投じられることから、国庫補助金等の財源確保と併せて一般会計からの繰入金金の抑制を図られたい。

5 点目、脳と体の健康維持アプリの導入について。

令和 6 年度に導入を予定している脳と体の健康維持アプリについて、介護予防の観点から広く利用を推進し、DX の理念に基づきアプリの利用データを介護予防事業等に活用できる仕組みを検討されたい。

以上、5 項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（益子純恵） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は 1 件ごとに行います。

議案第 27 号 令和 6 年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 27 号 令和 6 年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号 令和 6 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決については、委員長報告のと

おり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで町長から発言があれば、これを許可します。

町長。

○町長（福島泰夫） ただいま令和6年度那珂川町一般会計歳入歳出予算のほか4特別会計、水道事業予算及び下水道事業予算を可決いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど予算審査特別委員会委員長の審査結果にもございましたが、予算審査の折、議員の皆様から頂戴いたしましたご指摘、ご提案につきましては、慎重に検証させていただきます。また、厳しい財政事情の中、行財政改革を積極的に推進して、全職員一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

引き続き議員の皆様のご協力をいただきますとともに、長時間にわたり慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げまして、令和6年度予算可決に対する挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、発委第1号 那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大金 清登壇〕

○議会運営委員長（大金 清） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

議案書の最後に添付しております参考資料、那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてをご覧ください。

1、制定の理由であります。地方自治法の一部改正により、地方自治法第92条の2に定める議会の議員の請負に関する規制について、請負の定義の明確化及び規制が緩和され、令

和5年3月1日に施行されたところでありますが、その請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、議員個人の請負状況の公表に関する条例を制定するものです。

議会の議員の規制の対象となる請負については、地方自治法第92条の2に規定されているところでありますが、「請負」の定義を「業として行う工事の完成もしくは作業、そのほかの役務の給付または物件の納入、その他の取引で、当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきものをいう」と明確化し、併せて「請負」の緩和として、各会計において支払いを受ける当該請負の対価の総額が、普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備、いわゆる議員成り手不足の解消を図る観点などから、政令で定める額300万円を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたところであります。

次に、2、制定する条例名についてであります。那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例であります。

次に、3、制定の内容についてであります。全国町村会議長会から発出された条例に準じ、全5条の規定となっております。

第1条は、目的に関する制定についてであります。議員の請負の状況を議長に報告し、その公表により請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としております。

第2条は、報告に関する規定についてであります。毎年6月1日から同月の30日までの間に、この6月30日の属する会計年度の全会計における町に対する請負について、議長に報告する事項及びその訂正について定めたものです。

第3条は、報告の一覧の作成及び公表に関する規定についてであります。議長は第2条に定める請負状況の報告について一覧を作成し、公表しなければならないことを定めたものであります。

第4条は、報告等の保存及び閲覧に関する規定についてであります。第1項では、第2条の規定により報告及び訂正の保存期限について、第2項では、第2条の規定による報告及び訂正の閲覧または写しの交付等について、それぞれ定めたものであります。

第5条は、委任に関する規定であります。なお、条例の内容については、議会全員協議会でお諮りし、説明したとおりであります。

最後に、4、施行の期日についてであります。公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用すると規定するものです。

以上、主な概要を説明いたしました。議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます。提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、承認第2号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第2号 那珂川町税条例の一部を改正する
条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布され、同日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、令和6年2月21日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要により説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正理由であります。地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布され、同日に施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正内容について説明いたします。

附則第5条の2は、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得である令和6年度の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を認める条項を新たに設けるものであります。

附則第6条は、地方税法附則第4条の4が新設されたことに伴い、条ずれを整えるものです。

4の施行期日は公布の日です。

なお、参考資料2として、新旧対照表を添付いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第2回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時26分